玉の枝夢

十二

15
1386
13

BB 4 5
1386
13

昭和十九年
三月二日改
川田對吉氏
長男文太
郎氏寄贈

ヨ[illegible]と[illegible]ひろ[illegible]紀人[illegible]ぶ[illegible]ぶ[illegible]ぶ

ゐるなり。そもそも紀ゐの伊都郡橋本驛よりゐ四里ばかり西ゐ背山
村といふあり。そも村の山ぞ。そもそもそも背山形のもるぶ〳〵もるかゝ
ぬ山なりて紀の川乃北の邊にをて南のくゝはし尾さ紀さ川の岸までせ
まる絶壁。村さ此山の東おかをての腹さ行さ。大道さ川岸はさう乃尾
さ紀のやゝさる紀さそもさを村を北ゐえてこゆる道のかゝりふを。
ぞもなる。そもそも背山村の民はさ。山までハ伊都郡さる。その西
そ那賀郡さて名手驛ゐちかゝ〳〵かゝて花の宮さゐも既ゐいるぞ
さ。妹山といふ山さなゝ此背山の南はふもとの河中ゐほそ〳〵さ
き嶋ある。妹山とハそもをいふやうと思へど此嶋ハ。ぞ岩の名ぞゝ
なりる中ゐ本はは生ヒ志ばるとゝるのゝ中ゐて。いゝかゝと山といふぞかゝり

るきさそ侍さ形ゝ。又此嶋を背山とゝいふも。ゐがてゝ。そハ川の潮
ゐわる所さ。潮の山とハいふとゝ。ゐ沢侍さて。背山村といふも此嶋さ
よりる名ゝ。ゐひとゝ名をぞ。ゐかゝ行ゝぞ。美紫さ。せはは山をこゆゝ
行をばゝはは村の山なるゝ〳〵。形ゝきゝ川中の嶋さいとゝ。ゐ乳
ゐゝ行ゝ世。はて又川の南にも。岩まで出る山さて。背山とゐ
対ひさ絶ぞ。こをゐや妹山形ゝむゝもいふべをぞ。さ山さ背山よ
をやゝるゝて。山乃さゐも。背はは山よりをゝ〳〵足て。妹山とハい
ふべゝをゝ行ゝぞそのゝん河乃わ形ゝゐて。大さゐわゝ侍こゐる
山さ行ゝざ絶ぞ。妹の山せの山ゐえてゝいるゐもかゐえぢるを
やさゐゝゐ妹山ゝいるハ。ゐぞ背はは山ゝいふゐゐはきての河乃

あやのこゝろをつくしていとゆゑ深き梅河乃こゝぬぐひうそぶきをる。

称唯

世俗淺深秘抄ニ。称唯、時、塞口警蹕、時、開口也と云る。称唯を乎いゝとゆゑ。乎ハ上ノ宇ノ字常ノ字ノ如ク。宇於ノ字ノ如ク。塞口とハいつる也。塞口とハ宇ノ字ノ如ク。宇ノ字ノ如ク。塞口とハ宇ノ字ノ如ク。警蹕の声を。於ノ字ノ如ク。開口といつる。こゝ也。於ノ字ノ如ク。乎ノ字と差別あるこゝ也。さてはいでゝ称唯ハ訓を。ヲヽトヽウスとこゝ也。つゆゆゝを。ヰヨウといつる。字ノ如ク。ヰヨウヰとハいつるぞ。こゝてかへさゝ。ふ呼ノ字ノ如ク。ふ。こゝ。むこゝ。ぶ。八月ノ公事ハ定考をカウヂヤウといふと。同ジ。こゝぬぐひ。こゝを

こゝ上皇と。こゝ。こゝ。ゆゆ。こゝ。ぶかりてさゝ。こゝ。ぶ。ふゆゆ。こゝ。ぶ。

後鳥羽天皇踐祚即位の御事

壽永二年八月。新主を立なりをむて。法皇おゝ。こゝ。ゑ。こゝ。和づ。こゝ。ひ。こゝ。主上ハ還御を待なり。こゝ。ぶ。こゝ。やそ。こゝ。叡慮ハ。こゝ。ぶ。こゝ。ぶ。こゝ。ぶ

免しまづふかうして又しも官寮ふ作きて停ト行りきまバ官も
寮も三の宮吉野るよりしかれ中ルきるに女房ふ爰ゆさらしのるきるより
ゆて野ふ行ふ四の家をとく野ゆ見おぐしめしるふ又本首義伸中ルて者
ゆるふ三條家の御子ふの加賀ふ行おそしゆ侍ふしかてそ立テなるべき
きそのゆ為ふ父宮ゆ者ふて義兵をおこしゆ給へりしは勲功と中
しは身しかてきゆ給ひしゆ孝と中し此家を立ゆべきおと
異議あるべうしゆ中しかるよりて入き冥ゆ掛政尤大た右
大臣野ふ作きゆ行ふ給ふいづもかの家ゆはるふハ給るべ
かしゆるきふ中ル給ひ為ゆそのくを義伸ゆ中しかしゆ野ゆ
きしおうきがうして又しもはト行りゆる此度ふかの号ゆさ

うゆ事ふかうして四ゆ家を第一とし三の家しかし第二ゆ北國乃
家しかし第三とおうしかるゆ行へるふ官寮ふとふ第一最吉
第二半吉第三ハ始終不吉なりと家と此ト形を義伸ふ見をし
きるふ義伸ふこのはトふふ宮しかし第一うせしゆ行ざり
るおうしかるん以きゆうゆ中ルきるはきゆ法皇の御心をもてつ
ひうしの家をゆ定ゆなり給ひるゆはは事はゆきりしハ月
の十八日ゆて廿日にゆ踐祚乃儀をきる件のは事ゆとハ月輪
殿乃玉海といふ記録うしゆふ給ふ中ルしかしゆ今ハるめを
をうゆて大りをきるきりゆ九ト笠者不再三而今度立王之
沙汰之間数度有御ト神定無霊告欤ゆ紀きまてる まこ

ふさるむとしかくて元暦元年七月廿八日即位の礼おこなはる
きさる此即位の儀ハ同記あらへもく論あり其大もとハや
むとしえぞ立王乃法事ハ有といへども即位の礼を行ハるる
ふいうとてハ三種神宝の儀帰京を待あふべきなるべしと
なりそれ中ハ不帯剣璽即位之例出来者後代乱逆之
基只可在此事といふ語あり此一ちくちくづのあり孫ハ
もかへがくいうもくなり法皇ハ後白川天皇主
上ハ安徳天皇三宮ハ守貞親王後鳥羽院と申ハ三條ハ以
仁王ハ宮ハ倉ハと申ハ入道寛白ハ松殿基房公摂政ハ普賢
寺殿基通公右大臣ハ大炊御門殿経宗公ハ大臣ハ右大

この玉海記ハ結ハる月梅殿兼実公記
ハくとおくくハ又ハくがなくといふ云
おなくハくみあくとハ何ある波後世伝ハくがなくといふ
此言かくハ書に無恙といふとくろだへ何ときなくいすへよりハ此
字をハくとくとくと

の恙も憂也病也といへるハあるも物にて世に出ける名とする件の説もいと信がたしをまして皇國にて法ゝ物にて法ゝの物ものもにて法ゝがハさふ出の名ゝハわゝぞとさひかゝ書ける恙もまさふ出名ハ物にもかゝ物なし無恙の字をいてゝるハゝぞお問ていふんぞへのよく物る所のことにもいふも家塚ハ法ゝひて物ゝもに法くまつぞ見いる物法る出ける名ふあゝぞるわぞとをるべし同条にいふ草管見身疾不有とよめる草といるハかのうゝ書ける草居ゝの説ゝよりるゝと思ふ人もあんもて物りハあゝぞ草字ハ莫を偽るもこもに法くみあくれるもやにてゝゝいふ云ける人ハ大被後釋ふいへもばゝ所もしつ

ゝろぶゝ

唐蓋といふ地園大層物ぞかゝてゝり又白主ける日記ハ一ふの祿尼の法局よりハいときゝよぎ物るまれるのゝろぬゝふあゝと物ハきぬ一紙おきて物ぞゝてゝり此日記ハ婦山路中納言基綱卿の近使二年ける御法會ける物ゝ法るゝ物ゝ

二月の初の午日親寺ふまゝづる事

ゝ鏡の序にいゝゝ此尼ハゝ七十三ふ物むゝり給る二十三を主がゝ相人ぞゝもゝ中ゝ所ひゝゝ物ひゝ岡寺ハやく法てん物ゝ給ふゝゝをゝゝて物ゝでそゝゝ法ゝ物ゝもゝゝ法ゝもゝゝぶきゝゝぎ物ゝ午ける日まゝゝるゝ法て今法で学ふ給もで今

年つゝしむべきうゝふて年のつるゝくいつると

八人のやをとめ

俗ゝ八人のやをとめといつるとる。太清つ間大尼御親弘法。厳嶋法

華の記ふ法神楽のやをとめ八人とそてゝ。

時あり

半時をゝきかゝといつる。日記かいゝくゝふもぬして。時中(トキナカ)つゝ絶

入ふゝゝゝ。

十八日をゝをゝやゝゝいつる

宗義相俗ゝ云ゝゝべの中。善法、為政が文ふ九月十八日ゆ。かゝづきの

ゝをゝやゝかゝといつる。ゝをゝつゝやゝゝといつべきをゝぶきていへる

きいゝかをもゝゝ。上のかをゝぶゝゝへゝる。今の人上乃

かをいつべゝして。ゝをあゝりやゝゝゝふかゝ。古の例ふゝぶゝる。

花をよゝゝ又ゝゝゝゝいつる

今俗ゝ。花をよゝゝゝゝゝゝいつる。古きゝゝ。催馬楽、

刺櫛ふ。安之奈止利(アシナトリ)与宇左利止利(ヨウサリトリ)と。いつる。鉢取夕取ゝ

いつゝゝゝ。

屋ゝゝゝゝゝゝゝゝいつる事

ゝゝゝ。此世世の山里人をゝゝゝゝゝゝいつる。そは古へは知る

べき人ゝ。糞を箱ゝてゝゝゝて出て。ゆゝ記羽ゝゝゝ

ゝゝ。物俗ゝふ手伸が本院の給後といつる女房ゆふくゝこひ

思ひまるまゝにいるゆみおもひまゝ〳〵思ふやう此人（結根をふ）
かくおりくるもたまふまるまゝんてはふもはるはやうにてそ
あゝ色こまるはさがしてえうぎるどゝて思ひまりかはせとお
もひてゝ〳〵といつかまふまゝむてゝハ糞をいつるし。

風引しまるは咳氣〳〵いつる

世まるわれ人まくハ風引まるはがいきといつかき宣ちがとう
かわしほどまでハおべまいつるゝ〳〵まるを今ハきいつて〳〵まさく
きうだこまるとゆまきまゝし中ゆあ二百年まるの化孫ゆどう風
病をおわ〳〵咳氣とまるきわり。

まるきまるわ也乃謡ゆ

琉球國の謡ゆまて〳〵まるせるゆまん。ゆまるやまん（日）
とてふへきやゆ（往）ゆ（我）ゆまるはまて〳〵きやゆ（往）ゆまるハのてわて。独
のゆまるゆいま一つハおきなんてふ〳〵やまんてまて〳〵（陸）まるき（續）
ら弱〳〵のまて〳〵（往）いまるわついきまる（来）はい。おきまんまかの（ゆ）の地（ゆ）の
ふてまるゆ。

事ゆまるゆまてゆのきまふゆまるゆはまるつふまる

俗（ヨノコト）俗ゆ事の始まてゆまふゆまるを第（十二）ゆまて。ゆまゆ。指きゆ
物ゆふゆまち紫色ゆわ数。あゆ
ゆまるゆまて〳〵ゆまゆ山乃本数のおちはまを色ゆを
風。

幅ゆふまる

堀川院百首ふ。ぬぎうけしぬしハ。ゆきとそ。ちるもぞ。ちとのふ
ゆきの。蘇芳の。野ふ一幅(ヒトノ)をかけしとも。
さかゆる世ちうるといふ。ちぶ。ちるよう
業ゆるといふ。ちぶ。近き学ふ。さうるといふをよしとんて。如かく
ちいうきちぶ。ちとしいふしへ。ちちうふもいそで。台記。別記ふ。故尼
上。侍女栄とうる。栄ハ侍女の名。こそ。花加由留(サカユル)。書徒。わか
のうち。まで。ちさうるとハいとぶわしうとちるべし。ゆるをきこ
ふるとも。ひ。ひぐとなり。

かうし紙

日記ふ。寝殿簾中。調度。未立。上達部。座。障子可(キニ)張絹(ヲ)。今日

猶為唐紙。不可然(ルル)と。この唐紙。唐ふ紙を。ゆしといふ
そもふ。うぐ。こそハ今の学ふ。衾障子ふ。紋ある一種の紙あ
ふ。そもそ。べし。ちぶ。唐紙(カラカミ)といふ。ハ。ちなし。紋のそ。よの
つ。乃紙とハ。そのさま異なるバ。もべてよりつ。ちぶ。
柏をバ。唐菜(カラナニ)といふ。つのこと。そもいふ。ふ障子。いつハ。多くハ
衾障子。ちぶ。今いふ障子ハ。ちぶ。又。ちぶ。
といふ。ハ。衾をうぐ。ちんやふ。ちぶ。今。学ふ。
ぐふ。ちぶ。ちぶ。庵丁カといふべきを。庵丁とのこと。
ぐひの省名(ハブキナ)。又。衾障子。ちぶ。かう紙。ちぶ。
て。ちぶ。ちぶ。唐紙障子。ちぶきし。

扇をうちて神をゝがむる

今、宮ゝ神を祈むに、扇を笏はやうゝうちはてをがむる古への儀

ゝゝ、貞観十年六月廿八日、格ゝ云ゝ、住吉平岡

鹿嶋香取等、神主并祝祢宜、皆是把笏自餘、神社未預此

例、祭礼之日、拱手従事云ゝ、こゝもゝうちて四へをむりて笏を

把ぬ者ハ手ゝ拱て祈ゝ、べし。

七月十五日ゝ中元とゝ

唐六典ゝ、道士齋有七名、云ゝ、其四曰三元齋、正月十五

日天官為上元、七月十五日地官為中元、十月十五日水

官為下元、

綿子

童蒙抄ゝ、ゝゝ、ゝ、ゝ、

の物ゝもそ〳〵やうふおぐ

檀紙と高檀紙とハ別あるゝ

同書ふ御製御懐紙高檀紙否事云〻御製高檀紙被遊、

ゝ中殿御會以前ハ普通檀紙候欤云〻

長持といふ物

栄華物語ふ枝豆ふなぐもちかゝ乙つのゆゝふいとおどろくゝ

ゝゆゝこいもて〻ゝちかゝ乙て二人おどかきて〻もそ〻ゝ

ゝも今京ふいふ長持と笑ゝゝ此ゝゝつふの物ふ見ゝる

ゝゆゝ見沈ゝゝ絶ゝゝ

さかやゝゝといふ河

小右記ゝ大夫名隆家訓讀云伊部乎佐加也加寸尤有

與事也ゝゝさかやゝゝといふ河俗きゝゝゝゝゝゝゝ

いゝゝゝふゝゝ絶を燃を於ゝ乃例ゝさかやゝゝといふへきゝゝ

ぞおぐゆる

勅旨田

同記ふ寛弘九年四月四日云〻尤中辨談云昨日有故

院御處分云〻中宮東宮勅旨田各百町男女一品宮八

十町御乳母等廿町ゝゝゝふゝゝ思へゝ勅旨田ハ

永勅旨ふよりて賜ふ田をいふ又ゝゝハゝゝゝ勅旨田ゝふ

所處分ふせゝゝゝゝゝふや彩ゝゝなべゝ

式部を作るゝといふ。

宇治拾遺物語に、武部をつくるとて、今のいづるみおくにかるゝおぎとゝまりしかば、ひるぎぬてゝ、もちまちふくを穀さゝのおぎといふ。

名簿 おこてうぬゝ

いまゝへ物をゝかうて、人のまゐるにまるをゝふ名簿をするゝ。

同抱俵に名簿をおこてうぬゝとゝいづるを、おぎもゝて、ゝとおこてうぬゝハ、怠状なて、今ふあやまる俵文といふものゝ。

皐月

おなじ物俵ふ、新人得業恵戸といふ俵、皐月大きふて赤ゝを

ゝゝをバ、大皐の新人得業といひ、後ゝハ皐新人といひ、なゝ又後ふハ皐新ゝゝといひ、ゝゝるゝいつゝかの冊後撰をいづきゝゝぶきて、冊といつゝ、ほどあがゝゝし。

きゞへ

同ものゝゝゝふ、きがへゝゝゝせて、きゝゝゝといつゝ、ごえ著替ふ設ける衣のゝゝゝ今は学ふ衣服をべてきがへといつるゝハ、ゝをゝゝゝる物をゝゝる物ゝ。

○のもゞ俵て出ぬゞ紀例

今の学（モニナブト）ゝ拾ゝゝたのもゞ紀出ぬゞ紀ゝ俵ゝ、俵て出て、多ゝゝゝゝゝへゝ出名を某の出人名俵某の新ゝ出のもゞゝ。

かゝるゐどひきみる。葉ゐと出て。のち傳付べき例多ゐを書(キ)給へるハ。こゝ所〻かゝるゐる事ぞかし。但しやまゝの母ぎんじ姫ゐなどやうゐ。俤なゐかゝ時ち。のもゞかゝるゝ出べし。このゝもゞの例。こゝへで左系。業平。紀有。行平。業平。紀有。左系。なるもひゝの紀有かゝ。ちゞこゝ絶て出べきとかゝで傳付べきゝのきゞ名成ゐ記まゐべし。さゝを今の学ち人ち。大ゝのもゞ伝傳ゐ。ちゝゐ成ゐ。ちゝで。のもゞかゝゝねをバのゝハ毎ねゝゐひおゐゐ。ゐ成ゐ。ゝゝ伝ゐ。ゝゝかゝまゞ記ゐ。ゐかゝ紀ゐ。又古ゐ。のゝゝとかゝ紀ゐハ。ゐゐ新ゐ集ち学ち出ざゐ。ゐなゝひて。ゐ紀ゐゝ。ゐゐる。ち。出ぢるみゞゐ紀ゐゝ。ゐの系ち学ゐを。かきるやうち。学

ゐゝぬゐゐゝのゝとにち。ゝゝとゞかゝきゝこのゝ多きぞゝ。

○俗(サトビゴト)云ふ。のゝいふべきを。省きていとざるゝゞひ多ゝ。ゐゝ乃郡。今の俗(ヨノコト)云ふ。のゝいふべきを。省きていとざるゝゞひ多ゝ。ゐゝ乃郡。名村名ゐゞ。古ハゐゐゝゞ。ゐふの郡又ゐふの村とゝいふ。今ゝゐゐ。べて。ゐふゞゐゐゐふゐゝゝのゝいひて。のゝいふゝゐゝ。又ゐゞゐゐ。の菜(ナニガシ)。ゝゐもち菜ゐゞハ。今ものゝいへゞゐ。いゐゐる。称号苗字ゐゐハ。のを附ゐゝゐゐ。ゝちゐけゞゐふ。ゐ。ゐふ。ゐゐいふゝゐけゞ。ゐを。ゞゐて。ゐゝかゝぬゝふゐ。ゐゐゐゐゞ雅(ミヤビ)てハ。称号苗字ゐゐかゐゝゞのゝ。ゝゝ。ゝゝゞ。大ゝゝ。ゐゐ紫のまゐびをむ人ゐ。ゐ。ゐいゝゐゐゐゐゐ。ゐゐ。ゐゐ。ゐを。ゝて。雅(ミヤビ)ゝ俗(サトビ)と乃。ゞゞ。ゐ成。ゐ成。ゐ人。ゐる。

きわぐふなり事。

○後第で定あつて形ぐれ分明あくいひるそる

ちりて了後、茶紫ぬりの社家を物もるそもがく、みぐりふころろる

きこそ成いひて、後成で定あつて形ぐれ分明だいくく作こ形きやうふ。

くもやを考ふいひおそを形るハ、弓ち分ようぐりおく形べて、神乃ぐくる

ふくをかくこむを、祈さそて、行なぐちふいひくさ毒ともる、みぐり

おくこ、そと〳〵此卿ちれ分、行〳〵きくくと、ゆえて形きまあく

ざえをど、もべてのやう、いやくより弓くれあひぶふぬ家出るそこ

ろるて、おくふいくえでう〳〵、ちりいひおくそもがく、いふよむくる。

わ〳〵もくへるよるもとうるいぐ事。

神社をふるむべきる

公式令に、大社の号ハ、爾字乃例ふ出されしる、大社とハ、神名帳ふ、大

くうる社ことこいくくをかく、公れ文書ふ、爾字せくる、ちくしを

以て、神社をしるふくる形ひくしほをるべく、今れ弓ふを、大社と

いへども、爾字ハ、ちくふ、ふいくぐ、手事ふ出ふ、をべてはの字をどふ

作るくれきハいくあるそうる形くぐや。

物くと人もあくあるくれ編ぐるやう

弓れものるくと人、人の方れうくよれ中れあくるくと形ぐ成、さるぐくん

るくくいくかくくぎにを編へども、そいふるかくいふもみるかくぬ

これおもむきをて、その垣内（カキツ）を出るあくうくハざるハいふぐや。

古今六義といふもの

歌のうた六義といふことは、やまとのかきあらはすハ、つゐに五形なるべし。
あるは、六義を、ものゝうへ、ものゝ心、あるいは、古今集の序に、そへ
うた、たとへうた、おこしうた、ほめうた、かなしみうた、くやみうた、
をそハかの、ものゝうへ、ものゝ心、たとへうたなどをもて、そへ、おこし、
ほめ、かなしみ、くやみなどをもて、そへうた、おこしうた、ほめうた、
といふなどゝ、此三つを、皆同じくかぞへ、結の六義乃名どもに、
ものゝうへ、ものゝ心、たとへうたなどをもて、あるいは、又、いとひ、
あるいは、ものいとひ、いとひうたなどをもて、

ぞハあるべけれど、そもそも、此古今集の序ハ、たゞ、古今のことをバよ
くも、ものゝ、ものゝ、上代の詩の、結の、六義、いとをそ、
まことに、ふるきを、をさめ、ふかきを、ひらかんとてなり。中
ゆゑに、六義を、ものゝうへ、ものゝ心、たとへうたなどに、ものゝ、
やくなどは、ものゝ、ものゝ、ものゝ、ものゝ、ものゝ、ものゝ、
ものゝ、ものゝ

事代主神と建御名方神とハ共に大國主神の御子なり。
されば威勢盛なる神なれば事代主神ハ天神の詔命に
かしこみて。ときやう服從ひなして。永く皇孫命に奉りて
敬き守神にして。大倭國に鹿島言市葛城なども。所々に鎮座して。
朝廷より重く祀り給ひ。神祇官にハ相殿に祭り給へり。建
御名方神ハ大命に背きて。信濃國の諏訪まで。追
攻て。殺さむとせし時に。此處をおきて。他處にハゆくべき命なき
事なれとも。のがれ給ひ。建御名方神ハ古へより。加乃伝
信の仮訪水内などを。ものがれて。他に祭る社も多くなりぬ
しかるに今世中にも。諏訪と号て。此神を祭る社。多くは此彼和

和して信濃にハ。ほとんどこれを。建御名方神の社いづれも。ほとんどこれを。
ふる。事代主神を祭る社も。古のもみな衰へ。ほとんどこれを。
いとなる社も。ほとんどこれを。天神乃詔命に。
敬ひて。朝廷の御守神と。ものあるに。神乃御社も。みな高くおそれ
なくて。詔命にしたがひ。神の御社にも。多く祭りて。
えまいらせいとなるに。神の御社にハ。ふるくより。
ものなきものなれば。有るに。
なきにしたがひて。
伊所様 大伊所
中京康冨記に。伏見殿にも。大將軍にも。伊所様と。

ありかまく嘉吉二年十一月廿六日参伏見殿候官御
方御讀大御所有御出座ゝ大御所ハ貞成親王後
諡後崇光院を申せる也

予家物語をかゝる盲者撿校の名

同記ゝ嘉吉四年 文安元 四月七日詣勧修寺右兵衛権佐
亭只今誓願寺之勧進平家為聞可罷出可同道之由被
命之間伴参之左中辨同被出之皆歩行也予奉連歩誓
願寺之奥心阿弥陀佛御堂有之珍一撿校重一撿校自
今月三日始之而重一声損之間今日本一語之ゝ
心字ハ於を得る形るべゝ

閑帳ゝ

同記ゝ文安元年十月二日栂尾春日大明神御影御帳
被開之南都大乗院被所望申被開之此次所望之族上
下道俗男女拝見無子細之由兼有其聞之間奉伴清大
外史并蔵氷等今日参之令拝見了其儀有閑帳寺家之
衆有講論之儀式其後南都衆有法樂之後大乗院殿有
御拝見御退出之後諸人群集頗狼籍之躰也栂尾本堂
ヨリ遥東倚テ有檜皮葺堂一宇南面也春日御影西向ニ
奉懸之繪像住吉御影彼是両鋪也殊勝云ゝ

後ろ出るもの多るべし。

八朔の礼 尾花の粥

同記。同五年八月一日云々。八朔、礼事、何比ヨリ有之事哉之由。尋申候処。後鳥羽院、末方より出来欤。但不得所見。慥所詮先代より沙汰初欤。鎌倉より事起之由。所語傳也。清家之記。嘉元之比之記。此事見之。近年如此之由注付云々。又今日尾花之粥事。其由来何事哉。自然見及欤之由。令問之給。未見及。未知其子細候由。返答。

魚のさしみとゝふ物

同記。同年同月十五日。ゆうろう。二献冷麺居之。鯛指身居之。

年ゆうの煤拂

同記。寶德元年十二月廿日。参給事中、文亭。煤拂也云々。

とゝ。中御門宣胤卿、記ふ。文明十二年十二月九日。今日禁裏御煤拂とゝ。

百年忌

同記。康富 同三年七月五日。細川奥州曽祖父顕氏之百年忌。今日被修作善。

三體詩談義 年末物氏をかゝる

中御門宣胤卿、記ふ。文亀二年二月廿九日。参一條殿。三體詩談義也。逸藏主談之云々。夜又参。弥一撿校語平家。

為聽聞之也。

借家

同記に。近所之借家といふ。

客殿

小右記に。參齋院於客殿云々。

童名小某丸といふ

同記に。寛仁三年二月十六日。千壽丸於家侍所令加元服名号為時といふ。童名小某丸といふ。その名もあらし。

人をさして貴殿といふ。又某国の住人といふ

同記。日乗朝臣に。人をたして。貴殿といふこと見えたり。又

筑前國志麻郡住人。文室忠光。同國怡土郡住人。多治久明などいふ。住人といふこともやゝ多かり。

神郷公郷

同記日乗に。神々公々といふこと見えたり。神々は神領の郷。公々は公領乃々なり。

ほしの酒をのむ事

僧の酒をのむこと。釋迦の立記にいまし先ずして。魚肉を食ふよりは。罪重きなるべしといふに。今は。たゞかるかと思へく。のむもあらひと思ふは。ちりに出はすらと思へば。第十八の老に。乾坤の戦中は国師の後僧清見に。酒をあらしまること。又東大寺の使僧平榮に。酒

をおそれ給ふるものなどなしまバそのかをもちてかくばかりふてを

朝鮮國ゐて加藤清正の人ぐ〻射る弓ぎ

新井氏の藩幹譜ふいち〻朝鮮國慶尚全羅道等ゐ水營の軍

官舟毎り日ゐ〻ひ〻諸營我艦をのつめて海ふうべて

海神を祭るぎつり萬少て人像（ヒトガタ）を造ごもて射てきゞむ此

事かの西ゐ人も秘されぞも よ〻きをバ清正を呪詛ゐるものぞりて

その人像を清正ふかるぞるもゐ物ふゐ西ゐ射るものといい

へゞゐおゐ絶て中流をつゐ〻ぎゐいづをゐ事ふうきゐむ射あて

る者つりれぞ さゐ射きるゐ〻いひの〻ゐ中きふゐその射る者ゐ

ちまちふ狂りをひてぞをゞりちゐ きる ゐ親族ゐゐ清正の靈を

まり見て涙く罪を謝し きるふぞかの人ゐうつ〻んふなりふ

りゐおそれゐ後ゐいよ〻告おそをて射る ものゐりてつ〻

むゐゐおゐゐぞ又本邦宛文の中ゐゐ例乃糸ふゐ營

の軍艦ぞも海ゐうかびりふいふ風ゐ〻くおゐり清

おゐ〻立て艦ぞもおゐ〻やぶ〻ふりゐこを清正のゐ〻ゐし

ゐて〻〻おゐをゐるよ〻對るゐ西人ゐ〻ゐそふうを絶ゐり

ぬゐ加藤氏の係ゐ見ゐるゐ宣長こもゐよみゐ〻よこきゐを

〻〻ゐ此や此おをゐ〻ゐ〻〻〻

汁といふ食

甘露寺元長卿記ふ。於姉小路三位亭有汁。まゝ。内蔵頭有招事。汁張行。あどろしくもあり。今は世ふるも田舎ふて。汁といふことあつて。客おのゝ。飯をバおのゝ取よりあ拙者て。まゝ菜ハ菜と汁をまうきて。食たるし。ふふ。汁講ともいふなり。

拙者

日ゞ記ふ。みゞうゝ拙者といつるあるなりてしあり。

入麺

中御門宣胤卿記ふ。文亀二年正月廿五日。今日内裏御月次和哥御會也。云々。参内云々。又有程一身被召御末。

賜入麺天酒等。とゝ。ふゝ。ふゝ。ふ

正月ふ右大たふ任ぎう終て。いと主況人まで宵きる。そとく此
五月ハ鯉ふかんうおそ陸して。ちうげふ丸終うゆりを形
らひうつそれそは学なわ〜かげる形不祢（カム）事ゆやむそれわ〜
そハかくぞ〜。

物まねびそそのそ伝よくえうえて入そむべきす

あまねびうんざ〜そむふそ。まげ師をよくえうび
て。そめ立（メテ）そやう。殺（ヘ）乃さう伝。よくかむへう。ちうげひそむべ
きうぞしさうふぶき人を。ちくふ。いそど。むそうそ智（ヒカリ）ぶき人と
いへど。大うそうど。えふ。ちうげひそめそうかふ。おのづうんハを
かう。ぶぎふそ。そゆそのちぢうを終ど。ちうさそうえさそ

らど。又後うハちうゆぶ〜ふ。そ〜ざうゆちる〜ひそ。ちそぶを
てがそれうざ形ふ。我（ガ）とういふ禍神（ヒガミ）さへ立（チ）そひて。ふかくふちひ
ぞ。ちて。形不そのちぢ伝。ふちをむ〜ちく。ほどふ終（ツヒ）うよき
手ハえ抱きで。よゆちぎう。えぢおそのを。ちて。才をく形ちるぐひ
など。学ふおう〜が係ちぐひの人を。ちそて係く。まねべバ。まる
ぶまふく〜。いよく〜。ゆうき。そのをちるふゆうて。おのを。まぐへ
ふのをなうぐ。学ゆ人をえう。海ぐうをちるぞかく。うへちく
ちぐ。えよう。師をよく。えうぶ。ぶきゆざふ形。此ちハうひやう
形をふいふべうく伝。ちして。ゆ終ぐ。ちくみをいふ。

八景といふる

芳ふ八景いとゝおもしろくおもかしこふも多かるハ丸山を始こゝ
の西の方ふじ見ハ八景ゝいふを形ゝひて さぐえゝる近江八景
ぞゝめなる様又ゝとふ形ゝひゝ形るときわ市るハむ家
ふんぞ絵もおきゝろをさへゝ志ひて入を形ぐしゝるゞお
かるハいうふぞや まゝふその景況賞メッゝなゝバ 富しにより
かぎり況そわてゝそ市ぐむべ久 その教ゝハさゝふかるまじ
くいくつかてもきべきふ教をかゝゝちりてかるゝぐハッりゝのへむ
ゝしゝるゝてゝこゝろ形くおゞゆゆと

よひの賞に況多く集むるすなき跡りいしゞを
をるつる事

よひの賞に況多く集むるすなき跡りいしゞを
をるつる事

よひの賞に やゝを丸ゝ況ひろくこひかくめ
て集むるゝ今ハ賞に人乃おゝくきるゝ志みやびるゞゝハいへどさ
ゝ人もおきものゝみゞりふぬくつきゝ抽して しゞ教おゝくゝ乃
ゝ況る況ゝふきにゝふを形るハ中ゝふゝち形くゝぞおゞゆる又さゝ
もゝるまゞ紀ハの人乃墓ふ形ふと形ふをおくゞゝしにいしぶ
ゝ況ゝつるゝゝもゝ今ハ賞ふきいゝ多るゝこゝをゝゝ乃りるゞひた
ゝくゝて 多づゝ志げおゝゝ中ゝふゝふゝ況おりをゝ況て うゝ況さゝさ
へゝてゝおゞゆゆと

金銀ゝかゝぬゝ形ゝるゝ

金銀ゝかゝぬゝ形ゝるゝ

金銀ゝかゝぬゝ形ゝるゝ

人などの書をせちふにまかしてかるゝ抱くに金銀をほしがるぬかりもなく。そのいつもちハ行るを形をやいまの云ようなづの物。金銀をぶふ出をバ。ふまれてゝ。あ、ものを書ほしがるむてハ形ぐち重銀ふしかゝざる事。紙をかるどもちがるを形くむさぐる世ちをもひふちゝぶもバ偽なぐゝもいるゝなぐちゝふまちちてぞをべき。

麻閑と佐伎との差又後を佐伎といふ

前ハ尻方ち反対ふて目方ゝまゝバ人ふ形をゝ物の形ふを志ゝへふ対へくハいふべき。同じく前字ハ出ぐと。後ふ対ひる佐伎を麻閑といるゝをハ形しゝ今の俗言ふ既往をまへゝ形ぐいひ又節付まへ盆まへあぐいふゝあぐひ或を書ふ。まへふ尺ゝゝ。又某時まゝまへあぐいふゝぐひあぐ。みるふぐゝ。己るをやくハけるをまへなくして佐伎といふべき。麻閑と抱りしことかりしハ今云へぐ誤りなり。ゝゝ文字ハ同くて言ハ異かるゝ字ふよりて語るゝを形ゝまゝ又事ち佐伎ぐふいをゝ。佐伎といふを既往乃ゝを形ふ後のゝゝもゆくさをといふを。ゝゝゝへ形ぐゝおをふゝ道をゆくふかゝをまゝかゝゝハ先ゝをゝ。ち未ハ後ゝをゝ。佐伎といふ又ゝゝぐゝといふ言を。ちりてハ既往の方ふいひ道を行ふを。ち未ち方ふちゝ。佐伎ふいふゝ云ゝをゝハゝゝへをるがぐゝ。

大嘗會ち齋場

此ふたの神ふ菓、壱ハ、ちぐ、ちかい出る。中臣、壽詞の中ふ、大嘗會乃齋場と、ゐる、會、字ハ、宮の誤りなるべし。しかるに、三やと、ゐるを、おのゐ、ふとんハ、ゐるかて、中こふ、ゐる、ゐ、ゐ、ゐ

日子、神、次、妹速秋津比賣、神、此、速秋津日子速秋津比賣
二神、因、河海、持別、而生、神云々、次、天、之水分、神、次、國、之水
分、神、訓、分、云、久麻理、と、云、久麻理ハ分配、なり、田代名、
水を分配施し給ふ神なり、祈年月次の祭なり、此神なり、
なり、なり、そのゝ祝詞を中臣ふと、この社を、神名帳に、大和國、ハ、
此、吉野、宇陀、郡、宇太、水分、神社、大、月、次、山、辺、郡、都祁、水分、神
社、大、月、次、新嘗、葛上、郡、葛木、水分、神社、名、神、大、月、次、新嘗、
もこれ、祈年、祭、又月、次、祭、祝詞、水分、坐、皇神等、能、前、
白、久、吉野、宇陀、都祁、葛木、登、御名、者、白、云々、とこれ、
まてこの水分、と中、を、中、言、より、訛、て、みくまり、みくまりなどやて、吉

野の名も、此の、枕冊子、ぶも、みくまりの神、といふ、今もる、寺、大、神
と中、こと、も、系、系、七、社、の、名、の、ゝ、神、社、名振、磐根、已、凝、敷、三芳、野
之水分、山、乎、見者、悲、毛、と、よ、ゝ、も、此、神社、乃、山、も、物、を、ミヅワケ
や、ゝ、も、例、を、分、ゝ、ハ、此、神、社、名、ぶ、ゝ、ぶ、ゝ、ぶ、ゝ、又、今、言、ふ、吉
野、川、ち、に、冊、治、村、ゝ、ふ、所、ふ、ゝ、る、神、社、を、水分、神、社、と、ゝ、も、ゝ、み、ゝ、き
ぶ、ゝ、も、水分、神、社、を、續、紀、ゝ、峯、神、と、ゝ、ぬ、く、が、の、水分、山、の、峯、に、ゝ、て、
今、子、寺、の、神、と、中、ゝ、た、社、ゝ、る、ゝ、ゝ、銀、形、ゝ、ゝ、冊、治、村、ゝ、を、を、ゝ、ゝ、
ふ、ハ、水、こ、ゝ、と、ゝ、ふ、ゝ、ぶ、ゝ、て、川、近、ゝ、べ、き、ゝ、と、ゝ、て、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
ゝ、ふ、て、業、神、と、ゝ、ふ、ゝ、ぶ、ゝ、ぶ、ゝ、ぶ

の主と祀りて仏を分神まつるも、やむことなき神なれども、みなうち義王堂
ふ属なる支社なるべかりけるなりとも、此義をいふ和ハ、たゞうちに正しき神
ゆゑわるべきもとも神名或ハ書あるべきもの、たゞの正しき書あるべきもの、経
廷なるべかりせばひしるべかりしなり。うべかりしなれども、御神ぞかし。
きべて中昔よりほとゝぎすとめ志ゆきてゆづるもしかく名ける所なり。
なれ御ぞうものなりて、もとうち主と生神なれハ、佛の僕従のごとかり
ませるハいとゝかすきあるべきなる。けハ水分神社のなるハ、おのゆゑ
あるふりて、たゝ此正しき事ごとを、ほの世人なるもなるべきまゐしなり。
ほふくハ和しなるかり。

定家中納言なるもなるべき歌のなり

新勅撰集の定家卿の山路を喝乃奇をおのゆゑ長流、あづまなれを
なるべく、ふ名九なるべ、岩山のなるべいなるべ、後り思へだ、さあるなるべ。
小倉山乃名ゆゑ、をぐきなるべ、えれをぐく、なるべうの様の名れ志ぐ
なるなるゆゑ、をくゆるといふも、をれをぐきなるべ、又喝もいよくを
ぐきふなるべ、ゆゑなるべ、なるべ喝なるべ、もとゝひ、又をぐふ
名九なるべ、なるべ、なるべ、岩なるべいなるべ、なるべうなるべ、なるべ
あやまりなるべかり。

大祓臨時のなる建礼門なるべいなるべ

師の祝詞考、大祓の紀ふ、除時の大祓なる、建礼門なるべ、三代実録
ふるべしなるべ、いなる続なるべ、おのゆゑ後報なる、かの三代実録なるべ、内

裏乃稼をふりてゝ。建礼門ゐて、行道するゐを、おしみべてゝ。臨時の。朱雀門ゐてゝ。といつゝ。侍し。侍ふ史ゞとをゝゝふ内裏乃穢ゝハ。ゝゝゝざるをゝも。建礼門ゐて行道て。おゝゝゝ臨時の。いつもかの門前ゐて行ゝ例ゝて。三代実録四十一の巻ふえしゝゝ。

書ゐむふ 伍をゝも

今ゐ世乃ゐゝゝ乃。詞書ゐゞふ。菜ゐ書をむゝゝとゝるゐゐ。ゐゞゞよみゝおゝゝきるゐゞ。書ゐ近ふゝかゝて。定ゝゐゐやゝゝこと雅云ふゐゝゞで。左ふゐいゝゝゐし。書ゐゐゝをゝゝゝ。書ゐゐゝをゝゝゝ。男をゝゝゝ。ふゐゐゝゝゐゞゞいひゝる。又酒をゝむゝいふゝゝ。今の云乃云人乃。定ゐゝゝゐゞゞ。ゝゝもみやびゝふゝゝゝゞゞ。ゝゝて酒をゝゝてのむハ。

戒函ゐ侍ゝゝゝゝ。皇ゐにゝゝるゝハいゝゝ人も今とゝるゝゐゝ。されゞゐるゝハ。ふふも文ゝゝとゝもゝいゝゝゝハゝゝゝゝゝゝゝゞの。むゝゝゝゝ人ゝいゝゝへの例をバ考ゝゞゝて。ゝゞゞゐ。あゝふ。書をまゝゝく。酒をのむゝハ。今の侍ゝゝゝふいふゝゐゝゞで。雅ゝゝゞゞ。むゝふゝいひ。ゝむゝいゝゝゝて。雅ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝる。ゝふゝゐ香を焚ゝいふゝゞびふて。中ゝふゝふゝゝゞる。僕云ゐるゐをや。

和ゝかゝ ゝゐゐゐ

ゝゝ人ゐゐゝゐ。ゐ法律乃意ふ。春房が侍ゝゝるハ。ゝるゝゝ。三意。延日日市の浦の和人ゝの。おのゞゝゝ。ゝかゝゝゞゞゞもいひゐる中ふ。一人ゐゐかゝゝゝゝぬ侍もなやゝいふゝゝ。ゞゝゝゝびゝるふゐゝ耳ゐゐて。ゝれゝゝゝい

ふるいう物なのぞとうひしらべ。うち和らひて。ほれうゝ波まゝぬ人もいうり
多と海の藻の中ふまぢりて。あゝ藻のまゝ〳〵まゝ出し海菜(ノリ)中ふ
まぢりとまゝをバさ乾(ほ)げゝ。色も形も。わきゞとまれバえまゝでいう
しも皆ふふ和わといふ。和わ和ひきゝふ。まゝ未ごろろ。雑魚(ザコ)いふこまう
和る魚の中ふも海じりて。ゆゝ長くハ三寸四ばかりまて。色まゝくまれまハ
黄ごゝまゝる。藻のおゝゝふ見て。動く拙ある。そもゝそいひるゝかゝ
ふ物ゝ。此物ゝ。今もかゝ。ゐゝ。ゐゝ。ゐて。ゐる物ゝ。ゐ。ゐ。ゐ人
まゝ。まゝゞ。ゐ。ゐ。ゐゞ。ゐゞ。ゐゞ

木綿の布

いにしへ木綿といひし物は穀の木の皮にて布に織りたる
なれば今世にくさぐさ有しかど中もてはやすこと有しは紙にて
造りたる布にて有しなるべし今の世に阿波国
にて布といひて穀の木の皮を糸にして織りたる布は色白くいとつよ
しかれども是は其国にて多く作ふるものなれば白くきよら
なるゆゑ世に出ることなし其主はもとより市にうりかひ書につい
てかいひあこせてかの国にうりはらひてそのちひさにさいでをえんをみ
あこせらるるをもてふぐいとかるく色もろくきよらなる布にぞ
有きるゝことかの阿波国人にて於よりて多くつくりそまれしきこ
と也又ことをもへて他の国にかはりたるべきをもろくしかづかも
らまれしにたるぞかなしき

茶はなし

類聚国史に弘仁六年夏四月癸亥幸近江国滋賀韓崎
便過崇福寺大僧都永忠護命法師等率衆僧奉迎於門
外皇帝降輿外堂礼佛更過梵釋寺停輿賦詩皇太弟及
群臣奉和者衆大僧都永忠手自煎茶奉御施御被即御
船泛湖国司奏風俗歌儛五位以上并掾以下賜衣被史
生以下郡司以上賜綿有差また同年六月壬寅令畿内
并近江丹波播磨等国殖茶毎年献之とかたることの葉のなかに

[illegible]

伊勢大神宮司御事を行ひて見任を解き事

同書。弘仁七年六月丙辰。伊勢大神宮司従七位下大中臣朝臣清持。有犯。職并行佛事。神祇官卜之。有祟。科大祓。解見任。[illegible]

十二年[illegible]山[illegible]

拾冊[illegible]十二年[illegible]同書。弘仁十三年六月壬戌。傳燈大法師位最澄言。夫如来制戒。隨機不同。衆生發心。大小亦別。伏望天台法華宗年分度者二人。於比叡山。毎年春三月。先帝國忌日。依法華經制。令得度受戒。十二箇年。不聽出山。四種三昧。令得修練。然則一乗戒定。永傳聖朝。山林精進。遠勸塵刧。許之。[illegible]天長八年夏四月丁丑。天台之宗。年分度者。受戒之後。一十二年。不聽出山。四種三昧。令得修練之故也。[illegible]

[illegible]

[illegible]字を出言ふ。二種の活用あり。一つは伎久久流許と[illegible]伎多理伎多流伎多礼と[illegible]此二つは合せいふ。伎と伎多理と同じく[illegible]伎と伎多礼と同じく。許と伎多良年と同く。許受と伎多良受

と同じ。又ちがへる活用をて。伎多理伎多流といふこゑ。そハ来而有の切まわ
ちる形。ハ後の活用をていへど。伎多礼理伎多礼流。伎多理多理伎多理多流といい
ふふわ。ちゐ〳〵かくけこ〳〵。二ちさのちゐきにる中ふ。たハ。ゐふ。ゑ
の行ふ。ゐ。ゑ。初の伎くるこけ活用の方をのゝ。老ふ用ひて。後の伎多理伎多流
ゐこの方ハ用ひちゐ。ちとハいちゐ〳〵まれ也。今ハ学乃例ゝ。ちちゐ初の方のゝ
ふて後の方を用ちゐ形〳〵。ゐをいふ形ゐ。ふ。漢文をよむふハ。むちゐよ
ア。後のちゐ紀の方をのゝ用ひ。又今ハ学の例ゝにふいふ。ゐこ。ゑの方の
ゝ形ゐふ。物ふ書読ふ。ゐ。俗文といへど。必後の方を用ゐハ。ゐ〳〵ゐゝよみよ
アちゐ形ゐ。ひゐ。べ〳〵。かゝて今ハ学乃。あよむ人ゐこ。ゐふハ。ちとこふ
いふ〳〵へのまゝふ。ちこめちゐ。ちゐきにのゝよゑこと。文ハ。ゑ〳〵後のちゐ

もちひて出ハいふこゑ。ゐ。ゑ。人のまてゝいふべき。人のきゐてといひ。
ゐもゝいひ〳〵ゐいふべきをきゐ。ゐむゐいふ。ゐこと思ふ。初乃
活用ハ方ハ今の学ハ俗俗ゐ〳〵つふふ。物ゐ形〳〵。ゐ。後のゐこ。物よむふ
用ゐ。ゐ。ゐ〳〵。ゐ〳〵きやゐふゐゐ。ゐこ。ゐ〳〵ゐてなゑ。
ゐこ。ゐ。ゐ。ゐ〳〵。ゐふ。ゐ〳〵。ゐふ〳〵への雅文ゐ。後のゐゐ。ゐを用ひゐ
ゐハ。ゐゐ〳〵。形きをこ。なゐ。ゐ考へ。ゐ〳〵。ゐ。

第五の言ふゐゐ言　ゐのゐゐき

ゐ。ゐ〳〵。ゐ。ゐ。第一の言ゐ。ゐ。ゐ。

阿の行ふ。あとまた又いとをづし。

宮廻はわつらそし書よりきるよろこばるる

ものうらはむ。むう〳〵孫康といひる人をいとくがく女をぬきる

ふ。家まづしくあて。燈をえかねどわきまバ。家ちかく。ぬきに

よりて。又同じ園ふ。車胤といひ〳〵人。いとく書よをるに。この〳〵をるを。こと

ぶ同じやうかつと貧くて。燈をえざりしかバ。蛍に多くかつて

てるむよりきる。此二つの事ハいとく名をるして。ものぬ人をく。ふかきへる

むかしよりこと。かかる人ふかふかの田人の例の名をむさぼりる

家にたりうるぞ有きる。ものを。燈をえざるハ。ちうぞかりかぐ

の家ふかしてその号を。此の光をこひかりて。書ハよむべし。るうひ

その力をふかまるもの。ものこよかくまさりる

家べし。又年ちうふ。書書ふあるハ。ものがなきかど

ものハ書よまでかりるふやいとをう。

称唯の音

續後紀ふ。兼和九年五月。中務大輔従四位下。高階真人

石川卒。従四位下浄階真人之子也。云〻。俄遷少納言。父

子相襲居斯職。以富聲音也。時論以為称唯之音。細而且

高。猶勝於父。〻見ゆ。いかへる。称唯の音かどもこ。ものくして。容

易かつぐるとかくもぐ。少納言ハ。奏宣を掌侍職をるゆゑふ。

声高ものハ。

雙丘の東乃墳小位を授給ふ

同紀小同十四年冬十月癸巳朔辛亥授雙丘東墳從五位下此墳在雙丘東天皇遊獵之時駐蹕於墳上以為四望地故有此恩

有智子内親王

同紀小同年同月戊午二品有智子内親王薨内親王者先太上天皇幸姫王氏所誕育也頗涉史漢兼善屬文元為賀茂齋院弘仁十四年春二月天皇幸齋院花宴俾文人賦春日山莊詩各探勒韻公主探得塘光行蒼邱瀝筆曰寂々幽莊水樹裏仙輿一降一池塘栖林孤鳥識春澤隱澗寒花見日光泉聲近報初雷響山色高晴暮雨行從此更知恩顧渥生涯何以答穹蒼天皇歎之授三品于時年十七是日天皇書懷賜公主曰忝以文章著邦家莫將榮樂負煙霞即今永抱幽貞意無事終須遺歳華尋賜召文人料封百戸天長十年叙二品性貞潔居于嵯峨西莊薨時春秋四十一

保草天皇乃法号

嘉祥三年三月廿一日仁明天皇崩坐ゐ文德天皇実録三小仁壽元年嘉祥四年三月癸酉朔壬午右大臣藤原朝臣良房於東都第延屈知行名僧奉為先皇講法華經往年

先皇有聞大臣家園櫻樹甚美戲許大臣以明年之春有翫其花俄而仙駕化去不遂遊賞屬春來花發大臣恨曰先皇所期之春今日是也春來依期仙去不帰花是人非不可堪悲道俗會者莫不為之流涕公卿大夫或賦詩述懷或和歌歎逝

童相撲

三代實録小曰貞觀三年六月廿八日辛未天皇御前殿觀童相撲先是近臣分頭相折各為左右以右大臣正二位兼行左近衛大將藤原朝臣良相為左方首以大納言正三位兼行右近衛大將源朝臣定為右方首左右標并樂人相撲童等經左右仗下入住殿前九番相撲後右勅命停左右互奏音樂種々雜伎散樂透撞咒獅弄丑等之戲如相撲節儀廿九日壬申晦帝御南殿觀童相撲如昨儀同四年秋七月五日壬申天皇御前殿觀童相撲其儀一如去年六日癸酉亦御同殿觀童相撲同五年秋七月八日戊戌天皇御南殿觀童相撲

神社修造の勅命

同紀小貞觀六年六月廿七日辛亥勅曰去年七月廿五日頒下五畿并伊賀伊勢志摩遠江相模上總等國云鎮護國家消伏災害左是敬神祇欽祭礼之所致也是以格

制頻下警告懇懃今諸國牧宰不慎制旨專任神主祢宜
祝等令神社破損祭礼疎慢神明由是發祟國家以此招
災今欲令神社一時新加華饌而經月踰年未有修造宜
早加修饌勿致重怠

燒尾荒鎮々〻被除神宴小酒食求ゆ被物を責ふる

同記ゆ同八年正月廿三日庚子勅禁断諸司諸院諸家
諸所之人燒尾荒鎮并責人求飲及臨時群飲被除責被
物曰撰格所起請偏云〻諸司諸院諸家諸所之人新拜
官職初就進仕之時一号荒鎮一称燒尾自此之外責人
求飲云〻若期約相違終至陵轢曾設不具定為罵辱云

云禁断諸家諸人被除神宴之日諸衛府舎人及放縱之
輩求酒食責被物亦同前起請偏諸家諸人至于六月十
二月必有被除神宴事絃歌醉舞欲悅神霊而諸衛府舎
人并放縱之輩不縁主招好備賓伍侵幕弟入突門自臻
初来之時似受酒食臨將帰却更責被物其求不給忿訟
詈辱或託神言咀恐喝主人如是濫悪逐年惟新推彼意
況不異群盗豪貴之家尚無相憚何況於無勢無告之輩
哉是而不糺何云國憲望請嚴仰所司一切禁遏者若有
犯者不論蔭贖坐從髭鉗但五位已上及六位已下把笏
者一如上條又知見不糺之人必將科違勅罪如力不堪

相投者須録其名進所司とゝのゆかゝ係数のものゝ名をしるすべし

光孝天皇はじめたまふ又おこなはるゝ

同紀小仁和元年冬十月壬子朔皇帝御紫宸殿賜宴侍臣左右近衛府迎奏音樂日暮奏和琴作和歌群臣具醉極歡而罷賜禄各有差ゝ同二年十月丙午朔日有蝕之二日丁未天皇御紫宸殿賜宴侍臣親王太政大臣及参議已上並侍殿座六府奏番上簿於庭左右近衛府迎奏音樂酣暢之後勅命参議右衛門督藤原朝臣諸葛彈和琴王公並作歌天皇自歌宴樂畢景ゝ嵯峨天皇はじめたまふ詩をのゝ好ませたまひしかゝ係はる宴はじめたまひしかゝ係はる

詩をのゝ作らしめて哥はしめたまふ光孝天皇はじめたまふ又かゝあをはまをひて詩乃かゝはおもへをもふかき

武德殿前競馬のまけうまの小神樂奏せし事

同紀小仁和元年十月廿三日甲戌天皇御紫宸殿右近衛右衛門右兵衛三府并右馬寮献物是去五月六日武德殿前競走馬之輸物也親王及太政大臣已下出居侍從已上侍殿上奏音樂種々散樂日暮親王已下降殿於玉階前奏神樂歌儛極歡喚諸衛官人内豎等能歌者頒之賜次侍從已上禄各有差ゝ

重葉梅和花のあはせ事

ある人、金紫梅重文、紅大中臣、定忠和花、うはせ梅の重葉も
見て、はなはだめでたく、花のこかるる形ありて、代々の四の句、とりどり一本ゆえ
そこなはいづれもおよばずとも、やはりこれ重葉の梅の、例のさぐりたる系
解なく、紫神の書へとふふみ、此句もかはる侍るべしとつかまつる。
侍りとはいへども、考へなほしいる形なれば、むとふふみ、定忠
ちへきくくはいかし侍りはいとゞ、こんよりつねの侍るとは、
くゞのしくおもはしくるし、香とはなのこゝろもとゝて、こゝ
和、花とふなのこゝ、香とはうまりとよるる形、花はしをとくらも、
花とちくるもゝ、月のまゞひて、えさらざわしかりといひはべ、此人

なをこゝろをこがすしらとひるるもいとゝいとゝわらひなり。

飛鳥神社のはじめ事

大和国高市郡、飛鳥神社を、大社とかはなはだ中ふるはるやむとおもき
ゆゑにおほくはおほくは伝社なるべし。和名抄にはこれ
ゆゑは花園天皇御宇にしまできるふちかきそやまの
つかさにいとゝとゝかの家形なるかの殿をおとゝまきて、宝政十年
の妻きまの国ふ御屋とはあをを国ふるよりふ又まきでこんをれども
うこんなりはいはへてはあるは垣をそなはりて、まくの社
まびかはとはおとゝ建ちのひめるこゝろあるやきよりは造をなを給へり
やとりひしはいふ。此ちくり初のお殿の造をなを給へるもとゝいふをきく

○五月十二

○此八終

かゝるがゝいとゝもゆゝしうゐづゝて。おかえりてゝばかくハもあゝつ。

後撰集抄

中山美石大人著　全二十冊
別記　全壹冊

後撰集八古今集につゞきて世代も古く歌も面白く優なる素あるを古来の注釈の十分ならぬをおしくゝて中山美石翁ゝに力を尽してくハしく注せられ抄記作出されたる別紀なゝ古今未発の孫流なゝも多くありてうるはしく面白く初学の業としゝもゝくその意を助くべき書なり

冠位通考

石原正明選　全壹冊

皇國特て冠位を制せられし始位階を定めし事ゝも世ゝよ沿革ゝ事の変更服色の等十八階三十階の階級冠位考文の淵源ゝと代ゝまゝりあてつゝよ今世の制なゝつるものゝさまゝを論ゝ別儀別製の実ゝ事ゝもことゝくゝ古書を引て論定せられしゝ

江戸職人歌合

石原正明著　全二冊

中昔より東山院文永建保ゝ合爲乃光度ゝ歌合ゝと職人ゝの歌合ゝ四ゝあゝにあゝて慈円僧正ゝありて古来ゝ紀名同の職人を撰ゝて左ゝ右ゝ歌を合ゝ番勝ゝ負ゝ判ゝ一ゝ風流ゝ